

令和4年度 動物福祉自己評価指摘事項一覧(組織評価)

(1) 改善が必要(×)と判断された項目

項目	備考	補足(改善に向けて)
3-12 検疫施設と所定の検疫手続き、検疫マニュアルは整備されているか？	既存のマニュアル等に記載がない	動物種によっては、検疫のため一時的に収容できる施設はあるものの、マニュアルが整備されていない。飼育業務マニュアルで新たに規定し、動物の移動を計画する際に実施方法を確認する。

(2) 改善の余地はあるが、重篤な問題ではない(△)と判断されたもの

項目	備考	補足(改善に向けて)
1-1 餌は適切に保管され、温湿度、劣化、病害虫や有害生物による汚染から守られているか？	消毒等の実施について記録なし	飼料庫については、清掃・消毒の実施など管理方法を検討する。また、各獣舎での餌の保管方法についても確認し、必要に応じた対応を検討する。
2-3 災害発生時の動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策はされているか？	動物の避難方法は確立されていない	非常事態対策要領や特定動物脱出対策要領等で緊急時の対応は定めているが、獣舎に異常があった場合の飼育動物の避難方法などについて改めて検討する。
3-2 動物飼育施設の規模に応じた獣医師数が確保されているか？	不足する場合がある	常に必要な治療が行えるよう必要な人員数を検討し、その確保に努める。
3-11 衛生動物に関して、施設外からの侵入あるいは、発生防除策をとっているか？	園内へのキツネやアライグマの侵入を確認	感染症を予防するため、清掃・消毒などの衛生管理を徹底する。侵入防止については、設備等の点検を定期的実施し必要に応じた対策を講じる。

令和4年度 動物福祉自己評価指摘事項一覧(哺乳類56種)

(1) 改善が必要(×)と判断された項目

項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
1-5 生き餌の給餌に際し、施設における倫理的審査が行われていたか？	エゾヒグマ、ゴマフアザラシ、ゼニガタアザラシ、ホッキョクグマ		倫理的審査の実施について、飼育業務マニュアルに規定する。
2-1 種による生活様式に応じて、その特性に合った飼い方をしていたか？	エランド、エゾユキウサギ、スダスローリス、ブチハイエナ	「△」評価の種数：12種	飼育施設の改修や動物収集、展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-2 飼育施設には、動物の日常的な動作を制限することのない適切な広さと空間があるか？	エゾユキウサギ、クロオオアブラコウモリ、スダスローリス、ゼニガタアザラシ	「△」評価の種数：11種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-3 飼育施設が全ての個体に十分な隠れ場所や逃げ場所などを提供するよう配慮されていたか？	エゾユキウサギ、ゼニガタアザラシ	「△」評価の種数：12種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-8 飼育施設は、年間を通じて定期的に清潔でよく維持管理されていたか？(またその記録が保管されていること)	リスザル		清掃・消毒などの衛生管理を徹底する。
2-9 飼育動物は、その種にとって適切な密度で管理されていたか？	エゾユキウサギ、スダスローリス		飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-10 飼育施設には、その種が本来持つ習性が発現できる機会を提供する環境があったか？	エゾユキウサギ、クロオオアブラコウモリ、スダスローリス、ゼニガタアザラシ	「△」評価の種数：15種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-15 動物の輸送に関わる設備、容器等は、定期的な清掃の実施及び安全に使用するための作動確認がされていたか？	17種	「△」評価の種数：5種	飼育業務マニュアルに規定する。
2-16 動物の輸送または移動の際は、適切な計画が策定されていたか？	アメリカビーバー、アライグマ、エゾタヌキ	「△」評価の種数：5種	飼育業務マニュアルにのっとり、計画策定を徹底する。
3-13 衛生動物に関して、施設外からの侵入あるいは、発生防除策をとっていたか？	18種		感染症を予防するため、清掃・消毒などの衛生管理を徹底する。侵入防止については、設備等の点検を定期的実施し必要に応じた対策を講じる。
3-14 検疫施設と所定の検疫手続き、検疫マニュアルは整備されているか？	18種	該当がないと回答もあり	動物種によっては、検疫のため一時的に収容できる施設はあるものの、マニュアルが整備されていない。飼育業務マニュアルで新たに規定し、動物の移動を計画する際に実施方法を確認する。
4-1 実施した環境エンリッチメントについての記録およびその評価・見直しを行っているか	8種	「△」評価の種数：45種	飼育業務マニュアルに規定する飼育日誌の中に記録・評価について記載する欄を設け、記録を行う。
4-2 群れで生活する種は、適切な構成(数、年齢、性比など)で飼育されていたか？	11種	「△」評価の種数：8種	動物収集、展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
4-3 異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合(混合展示)には、展示動物の組合せを考慮した収容を行っていたか	エゾユキウサギ		飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
4-5 正当な理由がある場合を除き、社会的グループを形成する種は複数個体での収容をしていたか	エランド、エゾタヌキ、クロオオアブラコウモリ、ブチハイエナ、ワオキツネザル		動物収集、展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
4-6 適切な繁殖計画が策定されていたか	エゾユキウサギ、ニホンザル		エゾユキウサギ：メス群れにオスが紛れ込んだことが原因の意図しない繁殖であったため、再発防止に努める。 ニホンザル：繁殖制限のためオスに対するパイプカットを実施していたが、抑制後の群れの維持計画が予定通りいかず、新たな計画を検討していく。
5-1 屋内外展示、寝室や予備獣舎などのいずれでも、昼夜を問わず動物が正常な行動パターンおよび様々な動作を発現できていたか？	エゾヒグマ、エゾユキウサギ、クロオオアブラコウモリ、ゼニガタアザラシ		飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
5-2 環境エンリッチメントは定期的に提供されていたか？	8種	「△」評価の種数：28種	職員研修や打合せなどを通じて、実施を推進していく。
5-4 過剰なグルーミング、忌避、常同行動、過剰な攻撃性、無関心などの否定的な行動が観察されていなかったか？	エゾタヌキ、エゾユキウサギ		飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
6-2 施設に収容されている動物は個体識別されているか？	エゾユキウサギ		現在、耳標により識別措置を行っているが、脱落が多い。適切な識別方法を検討し実施していく。
6-12 その種本来の生態の理解を阻害するような展示を行ってなかったか？	エゾユキウサギ、スダスローリス		飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。

(2) 改善の余地はあるが、重篤な問題ではない(△)と判断されたものが多く(1割(6種)以上)見られた項目

項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
1-1	給餌計画が整備されており、また、状況に応じて見直されていたか?	41種	給餌内容を、環境の変化や動物の状態(年齢や体調)、残餌量等に応じて適宜、見直しをすることを飼育業務マニュアルに規定し、実施されていることを確認する。
1-2	給餌量は適切であり、消費量も記録され、それらを飼育員等が適切に把握・管理していたか?	12種	飼育業務マニュアルにのっとり、記録を徹底する。
1-6	動物の生態上、行動上の必要性を満たす方法で餌と水は提供されていたか?	アカハナグマ、モンキーハウスのサル(7種)	飼育施設の改善が必要な状況ではあるが、可能な範囲での改善を図っていく。
1-7	調餌エリアは、最低でも毎日洗い流して、消毒していたか?	28種	飼育業務マニュアルに規定するが、消毒の実施頻度は動物種や施設ごとに検討する。
6-1	全ての飼育個体で詳細な飼養状況や日常的な行動観察を含む日々の記録がつけられ、保管されていたか?	9種	可能な範囲での改善を検討する。
6-8	研究及び教育のために動物を使用することに関して、適切な手続きが行われていたか?	20種	動物福祉規程に基づき、内部評価を徹底する。
6-9	研究及び教育のために動物を使用することに関して、動物福祉や倫理に配慮するための施策があったか?	25種	動物福祉規程に基づき、実施計画に動物福祉や倫理への配慮を記載させるとし、適切に研究等が行われているか定期的に確認する。

令和4年度 動物福祉自己評価指摘事項一覧(鳥類34種)

(1) 改善が必要(×)と判断された項目

項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
1-10	生き餌の給餌に際し、施設における倫理的審査が行われているか?	シマフクロウ、フンボルトペンギン	倫理的審査の実施について、飼育業務マニュアルに規定する。
2-1	種による生活様式に応じて、その特性に合った飼いをしているか?	ユーラシアワシミズク	「△」評価の種数: 17種 飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-2	飼育施設には、動物の日常的な動作を制限することのない適切な広さと空間があるか?	ツミ、ハイタカ、ユーラシアワシミズク	「△」評価の種数: 21種 飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-3	飼育施設が全ての個体に十分な隠れ場所や逃げ場所などを提供するように配慮されているか?	オオワシ、チリーフラミンゴ、ツミ、ハイタカ、ベニイロフラミンゴ、ユーラシアワシミズク	「△」評価の種数: 7種 飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-4	飼育施設には動物にとって適切な通気と照度とその調節を行っているか?	ツミ、ハイタカ	「△」評価の種数: 4種 飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-15	動物の輸送に関わる設備、容器等は、定期的な清掃の実施及び安全に使用するための作動確認がされているか?	27種	飼育業務マニュアルに規定する。
2-16	動物の輸送または移動の際は、適切な計画が策定されているか?	アヒル、シナガチョウ	飼育業務マニュアルにのっとり、計画策定の徹底を図る。
3-13	衛生動物に関して、施設外からの侵入あるいは、発生防除策をとっているか?	11種	「△」評価の種数: 4種 感染症を予防するため、清掃・消毒などの衛生管理を徹底する。侵入防止については、設備等の点検を定期的実施し必要に応じた対策を講じる。
3-14	検疫施設と所定の検疫手続き、検疫マニュアルは整備されているか?	モモイロペリカン、ダチョウ	「△」評価の種数: 27種 動物種によっては、検疫のため一時的に収容できる施設はあるものの、マニュアルが整備されていない。飼育業務マニュアルで新たに規定し、動物の移動を計画する際に実施方法を確認する。
4-1	実施した環境エンリッチメントについての記録およびその評価・見直しを行っているか	アヒル、シナガチョウ、ニワトリ	「△」評価の種数: 30種 飼育業務マニュアルに規定する飼育日誌の中に記録・評価について記載する欄を設け、記録を行う。
4-2	群れで生活する種は、適切な構成(数、年齢、性比など)で飼育されているか?	インドクジャク、ダチョウ、ノドグロコウカンチョウ、モモイロインコ、モモイロペリカン	「△」評価の種数: 6種 動物収集、展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
4-5	正当な理由がある場合を除き、社会的グループを形成する種は複数個体での収容をしているか	インドクジャク、ダチョウ、ノドグロコウカンチョウ、モモイロインコ、モモイロペリカン	「△」評価の種数: 2種 動物収集、展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
5-1	屋内外展示、寝室や予備獣舎などのいずれでも、昼夜を問わず動物が正常な行動パターンおよび様々な動作を発現できていたか?	ユーラシアワシミズク	「△」評価の種数: 14種 飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
5-2	環境エンリッチメントは定期的に提供されているか?	15種	「△」評価の種数: 18種 職員研修や打合せなどを通じて、実施を推進していく。
6-2	施設に収容されている動物は個体識別されているか?	ダチョウ、モモイロペリカン	必要に応じた措置を実施する。

(2) 改善の余地はあるが、重篤な問題ではない(△)と判断されたものが多く(1割(4種)以上)見られた項目

項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
1-1	給餌計画が整備されており、また、状況に応じて見直されていたか?	32種	給餌内容を、環境の変化や動物の状態(年齢や体調)、残餌量等に応じて適宜、見直しをすることを飼育業務マニュアルに規定し、実施されていることを確認する。
1-6	動物の生態上、行動上の必要性を満たす方法で餌と水は提供されているか?	20種	可能な範囲での改善を図っていく。
1-7	調餌エリアは、最低でも毎日洗い流して、消毒しているか?	16種	飼育業務マニュアルに規定するが、消毒の実施頻度は動物種や施設ごとに検討する。
2-9	飼育動物は、その種にとって適切な密度で管理されているか?	4種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-10	飼育施設には、その種が本来持つ習性が発現できる機会を提供する環境があるか?	24種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
4-3	異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合(混合展示)には、展示動物の組合せを考慮した収容を行っているか	4種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
4-4	混合展示では、群れまたは異なる種間の対立が持続するリスクを回避する(外傷、栄養関係、感染症、逃げ場があるなど)措置がとられているか	5種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
6-8	研究及び教育のために動物を使用することに関して、適切な手続きが行われているか?	27種	動物福祉規程に基づき、内部評価を徹底する。

6-9	研究及び教育のために動物を使用することに関して、動物福祉や倫理に配慮するための施策があるか？	27種		動物福祉規程に基づき、実施計画に動物福祉や倫理への配慮を記載させることとし、適切に研究等が行われている定期的に確認する。
6-12	その種本来の生態の理解を阻害するような展示を行っていないか？	4種		飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。

令和4年度 動物福祉自己評価指摘事項一覧(爬虫類44種・両生類12種)

(1) 改善が必要(×)と判断された項目

項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
2-3	飼育施設が全ての個体に十分な隠れ場所や逃げ場所などを提供するよう配慮されているか？	ミズオオトカゲ	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-15	動物の輸送に関わる設備、容器等は、定期的な清掃の実施及び安全に使用するための作動確認がされているか？	爬虫類・両生類 56種	飼育業務マニュアルに規定する。
4-1	実施した環境エンリッチメントについての記録およびその評価・見直しを行っているか	爬虫類 15種	「△」評価の種数:41種 飼育業務マニュアルに規定する飼育日誌の中に記録・評価について記載する欄を設け、記録を行う。
5-2	環境エンリッチメントは定期的に提供されているか？	爬虫類 15種	4-1と同じ種、「△」評価の41種も同様 職員研修や打合せなどを通じて、実施を推進していく。
6-2	施設に収容されている動物は個体識別されているか？	両生類 8種・爬虫類 3種	必要に応じた措置を実施する。

(2) 改善の余地はあるが、重篤な問題ではない(△)と判断されたものが多く見られた項目

項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
1-1	給餌計画が整備されており、また、状況に応じて見直されているか？	爬虫類・両生類 56種	給餌内容を、環境の変化や動物の状態(年齢や体調)、残餌量等に応じて適宜、見直しをすることを飼育業務マニュアルに規定し、実施されていることを確認する。
1-6	動物の生態上、行動上の必要性を満たす方法で餌と水は提供されているか？	爬虫類 15種	可能な範囲での改善を図っていく。
2-1	種による生活様式に応じて、その特性に合った飼い方をしているか？	爬虫類 15種	飼育施設の改修や動物収集、展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-2	飼育施設には、動物の日常的な動作を制限することのない適切な広さと空間があるか？	爬虫類 19種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-3	飼育施設が全ての個体に十分な隠れ場所や逃げ場所などを提供するよう配慮されているか？	爬虫類 19種	他 ミズオオトカゲは「×」 飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-10	飼育施設には、その種が本来持つ習性が発現できる機会を提供する環境があるか？	爬虫類 17種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-14	水棲動物の飼育施設において、水質に関するしかるべき指標が測定され、適切に維持管理されているか？	両生類 5種・爬虫類 6種	飼育業務マニュアルに、水環境の適切な維持管理を行うよう規定する。
3-14	検疫施設と所定の検疫手続き、検疫マニュアルは整備されているか？	爬虫類・両生類 56種	動物種によっては、検疫のため一時的に収容できる施設はあるものの、マニュアルが整備されていない。飼育業務マニュアルで新たに規定し、動物の移動を計画する際に実施方法を確認する。
4-2	群れで生活する種は、適切な構成(数、年齢、性比など)で飼育されていたか？	両生類 12種・爬虫類 1種	動物収集、展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
6-8	研究及び教育のために動物を使用することに関して、適切な手続きが行われているか？	爬虫類・両生類 56種	動物福祉規程に基づき、内部評価を徹底する。
6-9	研究及び教育のために動物を使用することに関して、動物福祉や倫理に配慮するための施策があるか？	爬虫類・両生類 56種	動物福祉規程に基づき、実施計画に動物福祉や倫理への配慮を記載させることとし、適切に研究等が行われている定期的に確認する。